

(1) 研究助成募集要項

一般財団法人 窓研究所

目的	当財団の掲げる建築文化に関連する領域にて、新規性、独創性が高く、学術的、社会的に広がりのある研究を募り助成を行うことで、建築文化の発展と振興を総合的に促進することを目的とします。
対象者	以下の全てを満たす個人もしくは研究グループ（営利法人での申請は不可とする） 1. 主たる所属が大学とその附置研究所、大学共同利用機関、高等専門学校であること 2. 上記機関に常勤の研究者で任期付の場合は、2020年度の雇用が見込まれていること 3. 上記機関より当財団からの助成金による研究活動が認められること 4. 申請時点で当財団からの研究助成を受けていないこと 5. 当該研究がいかなる機関に対しても未発表であること
対象分野	「建築文化」に関連する以下分野とします。（営利を目的として行うものは対象外とする） 1. 歴史、民俗、風土に関連する分野 2. 文化、芸術、デザインに関連する分野 3. 環境、サステナビリティに関する分野 4. 社会、都市、コミュニティに関する分野 5. 人々の安全、健康、生活に関する分野 6. 上記の複数の分野をまたぐ学際的研究分野 7. その他建築文化の発展に貢献しうる研究分野 広く多様な解釈に基づいた研究もぜひ申請してください。
助成金額	1件あたり200万円を上限とします。（50万円単位での申請になります） 審査結果によっては申請に対して減額する場合があります。 助成の初年度に日本円にて一括で指定口座へ振り込みます。
助成件数	10件程度
研究期間	2020年4月1日から1年間（2020年4月1日～2021年3月31日）もしくは2年間（2020年4月1日～2022年3月31日）とします。申請者は所定の申請書に申請時点での研究スケジュールをご記入の上、提出してください。
助成金の用途	1. 設備・備品費（研究に関わる実験装置等） 2. 消耗品費（文房具や、コピー用紙等） 3. 旅費：（出張経費（交通費、宿泊費）の実費精算とし、日当への充当は不可） 4. 謝金（データ整理等のアルバイト・フィールド調査などの労役対価） 5. その他（印刷費・通信費・図書費・施設使用料・学会参加費・会議費など） 以下のものは助成金の対象外とします。 ・ 所属機関へ支払う間接経費／オーバーヘッド（使途が明示されない学内費用） ・ 労務費※（給与や社会保険費等） ※助成金を申請者やチームメンバー等の労務費に充当することはできません。 但し申請があればアルバイトの労災保険料を認めることがあります。

申請方法	<p>1. 当財団ホームページより申請書をダウンロード</p> <p>2. 必要事項を記入後、PDF データを『grant@wri.or.jp』へ 件名：「研究助成申請書_氏名」にてメールでご送付をお願いします。 (一週間以内に受領連絡をメールにてお送りします。)</p> <p>【募集期間】：2019年9月13日～2019年10月13日 24:00 データ送信〆切</p> <p>【担 当】：一般財団法人 窓研究所 助成事務局</p> <p>※締切後は受付いたしかねますので、早めのご申請をお願い致します。</p>
報告義務 及び 提出書類	<p>1. 中間報告：(2020年10月頃予定) 当財団の指定する所定の中間報告書、実費精算項目の領収書等提出。</p> <p>2. 研究完了報告：(2021年5月頃予定) 当財団の指定する所定の研究完了報告書、実費精算項目の領収書等提出。 上記以外にも当財団関係者との打合わせや進捗状況の報告、資料提出等をお願いすることがあります。</p>
研究成果 の扱い	<p>1. 当財団の助成による研究成果に基づいた特許、実用新案の出願や、成果物に係る著作権について、当財団は権利を主張しません。</p> <p>2. 研究成果を論文発表等、公に向けて発表する際は当財団の助成による研究である旨を明示ください。</p>
結果通知 及び 助成金交付	<p>2019年10月13日：公募〆切</p> <p>2020年 2月上旬：採択結果通知</p> <p>2月下旬：振込み依頼書・覚書の提出</p> <p>3月下旬：助成金振込</p> <p>※2020年2月上旬までに、採択予定者には内定通知メールを送ります。 選考の経緯、結果等に関するお問い合わせには一切回答いたしません。</p>
個人情報の 取扱い	<p>申請書にご記入いただいた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用し、これ以外の目的に使用しません。</p>
その他	<p>1. 申請書は日本語にて記入をお願いします。</p> <p>2. 採択結果並びに、途中経過、研究完了報告書等については当財団ホームページに掲載することがあります。</p> <p>3. 助成に際して、申請内容の変更および中止の場合の対応や、申請者が反社会的勢力でない旨等を記載した覚書を締結させていただきます。</p> <p>4. 申請内容から変更や中止等が生じる場合は速やかに当財団までご連絡ください。</p> <p>5. 余剰金が発生した場合は、当財団へ返還をお願いする場合があります。</p>

以上